

○議長 横尾 武志君

次に、11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上でございます。一般質問を行います。今回、質問項目が多いので、答弁は簡潔に丁寧をお願いいたします。

要旨1、山鹿地区の冠水対策について。田屋地区の裏耕地や表耕地の汐入川、山鹿小学校裏地域では大雨により道路や田畑が冠水している。特に近年では、梅雨時期の豪雨により冠水が起っています。汐入川の護岸工事も進められていますが、水路の拡幅やかさ上げなどの改修やポンプの能力向上など、関係機関と一体となった河川整備が必要と考えます。この問題について関係機関との協議は行われてきたのか、町として対策はどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課より、汐入川の護岸工事の概要並びに本工事に係る雨水対策についての関係機関との協議結果につきまして、答弁いたします。

汐入川の護岸工事は、地元農業者の方々からの要望・申請により、農業水利施設保全合理化事業として、福岡県が事業主体となって平成28年度より工事が進められております。この事業は、昭和36年から着手された石炭鉱害復旧事業により改修された河川用排水路及び支線排水路の保全工事となります。各水路の工事着手前の状況といたしましては、老朽化が著しく、石積みにクラックや、はらみ出しが生じ、背後の田んぼから漏水が発生するなど、突発な事故が発生した場合、農業用水の安定的な確保が困難な状況に陥る恐れがございました。これらの現状を踏まえ、本事業では排水路の護岸の改修・更新の対策を講じることにより、既存排水路の長寿命化や安全性の向上などによって、農業を継続できるための環境を整えることを目的としております。このため、山鹿地区全体の雨水対策としての水路の拡幅やかさ上げなどについては、本事業の対象となっておりませんので、現在実施しております汐入川の護岸工事に係る雨水対策について、特段関係機関とは協議は行っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

今後の町の対策について都市整備課よりお答えいたします。

全国的にも近年では、まれに見る大雨による、各地で被害が発生しております。芦屋町におい

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

でも昨年の平成30年7月5日から7月6日にかけて、200ミリを超える雨量が観測されております。このことで山鹿地区の多くが道路冠水し、通行どめとなった箇所は13路線に及びました。冠水対策としましては、表耕地において平成27年度と平成29年度に道路のかさ上げなどを行い、一部ではありますが、道路改良を行っております。また、大君地区につきましては、平成30年度に排水路の一部改修やグレーチング蓋の設置など小規模ではございますが、改修を行っております。また今年度につきましては、過去に冠水をした道路を中心に、注意喚起看板設置を行います。排水路の管径や流下方向などの現況調査を平成29年度に芦屋部、平成30年度には山鹿部の施設において実施しております。この結果に基づき、現在、山鹿部の浸水対策調査委託を行っております。山鹿部全体の雨水排水路の改修につきましては、浸水箇所の原因調査、既存の雨水管路施設や排水機場の能力を検証し、費用対効果など総合的に勘案して、どのような対策が有効であるかを検討してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現在行われている浸水対策調査等の結果を踏まえてですね、対応するという答弁でしたが、汐入川の浸水対策の問題については、私も平成21年第3回定例会、平成23年第1回定例会、それから貝掛議員が平成26年第2回定例会、内海議員が平成29年第2回定例会、辻本議員も昨年の平成30年第3回定例会でですね、取り上げて、ほかの議員さんも災害対策の中でですね、この問題を多く取り上げています。いずれもですね、答弁としては調査を行い、その対応をするという、そういった回答でありました。確かに調査結果に基づいてですね、一部の道路のかさ上げや農業用水路の浚渫などは行われてきましたが、裏耕地の水路の拡幅や山鹿排水機場のポンプ能力の向上など抜本的な対策は行われていません。私が一般質問を行ったですね、平成23年の一般質問を読み返しますと、その当時ですね、最大1時間降雨量は29ミリ、最大3時間降雨量は50ミリとですね、現在の雨量と比べると格段の差があります。先ほども言われましたけど、現在は1時間降雨量は年300回、50ミリ以上80ミリ未満がこの遠賀川水系で起こっています。昨年の4月7日の西日本豪雨では久留米では48時間雨量が383.3ミリと大変なですね、量で、当時とは比べ物にならないような状況になっています。総雨量も1,000ミリを超える雨、それから台風の巨大化、記録的豪雨など、全国でもですね、どこでも起き得るような状況になっています。こういったですね、雨量によって山鹿排水機場についてはですね、降雨量がふえているため、河口堰を開門した際には排水ポンプ出口が水に浸かり、ポンプ機能が低下し、山鹿地区に流入内水氾濫のおそれがあります。新聞によりますと、5月の22日にはですね、遠賀川

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

河川事務所が排水機場などを巡視し、この豪雨に対してですね、調査をしておりますが、国土交通省の山鹿排水機場については、こういった調査が行われたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

その案件については、承知しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

県と国の認識もどうなっているかという問題がありましようが、国土交通省は災害対策について新たなステージに対応した防災、減災のあり方を取りまとめ、近年の異常な気象状況を新たなステージと捉え、想定外の事態をなくすべく洪水対策等においても、最悪の事態を視野に入れて備えていくべきとしました。堤防の決壊に伴う氾濫流による家屋の倒壊流出、洪水氾濫を未然に防ぐとして、先進的に整備が必要な場所において、堤防のかさ上げや浸水対策を実施するというふうにしております。そういった点ではですね、やはり国や県に対してもですね、この汐入川の大雨による浸水、これに対する対応をですね、確実にとるということが必要だと思います。

それでは浚渫の問題ですが。確かにですね、この間の議会との一般質問により浚渫は行われました。特に汐入川本流についてはですね、浚渫が行われ、1.5メートルを超えるですね、水深を確保しています。ところがですね、例えば花野路の調整池から汐入川に注ぐ支線があります。これはナフコに行くときの裏道のところですけどね。ここの支流の水深は50センチ程度しかありません。どの程度ですね、本来的な水深があるかわかりませんが、やはりここについてもですね、泥が堆積しているという状況です。この上にある花野路の調整池については、オーバーフローする危険が起これば、この支線にですね、放水を行います。やはりそういった点では流水を確保し、被害の発生を防ぐためにも浚渫を早急にすべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

まず汐入川の浚渫の件でございます。浚渫に関しましては、直近で申しますと平成28年、平成29年、平成30年度、汐入川の浚渫を実施しております。平成28年度に実施した内容としましては、はまゆう団地地下国道から県道側の平石農業用水路、施工面積約800平米、ボリューム約300立米、約130万の事業費で行っております。続きまして、平成29年度ですが、はまゆう団地前の国道から田屋地区の佐野農業用水路、施工面積110平米、距離130メートル、事業費約150万でございます。また、平成30年度におきましては、裏耕地を中心とする飯池からはまゆう団地付近、延長約500メートル、ボリュームが200立米、事業費は約300万でございます。また、ちなみにですが、この平均掘削深は三、四十センチ程度ですが、深い所につきましては、70センチございました。また、花野路からの合流部の件につきましては、越水等現場がございましたら、緊急対応ということで部分的に対応するという事になるかと思っております。基本的には浚渫につきましては、流下能力に支障がある箇所について必要に応じて対応していきたいとふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、るる申されたようにですね、一定の浚渫は行われていますが、やはり全ての部分についてという——まあ汐入川の支流についても、支線についても行われていない状況ですので、一刻も早くですね、これをやっぱり解決しなければいけないと思っております。私、きょうですね、朝、はまゆう団地の下の水路を現地調査に行ってきました。それまではそれほど気がつかなかったんですけど、確かにはまゆう団地から裏耕地の方については先ほど言われたように浚渫もされていますが、浚渫がされていない部分も大分残っていると思っております。ここはですね、はまゆう団地、有毛べたのほうになるとですね、驚いたことに泥の堆積だけではなくて、ヨシや葦がですね、水路の中に生えていて、水路を塞いでいるという状況でした。それからまたヨシや葦が生えていないところについても、水草がですね、川面一面に生えてなかなか大変な状況になってはいますが。確かにことしの梅雨は、まだ梅雨入りしていないということで、6月は降雨量が少ないと予測されていますが、その分反動で7月にですね、集中的な雨が降るといって、そういったことも言われています。そういった点ではですね、この箇所について、現状の認識はされているのか、今後浚渫する計画についてはどう考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

川上議員が御指摘のあった、はまゆう団地下のあの土砂の堆積については、把握はしております。産業観光課ではですね、昨年度より農業用水路で比較的、幅員の広い支線について、地元農業者の要望を伺いながら浚渫を行っております。都市整備課長も答弁しました飯池からはまゆう団地付近というのも、そういった要望に基づいてやっております。なので、そのはまゆう団地の下というのも候補地の1つであります。予算は330万というような予算を組んでおりますので、候補地の1つで、ほかにも対応してしなきゃいけないところがございます。なので、内部で検討しながらですね、どこをやるかというのは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひね、現地を確認していただいてやっていただきたいと思います。議会はですね、先ほども言いましたように、10年間にわたって、総意として抜本的な対策を求めている汐入川の浸水対策整備です。今度こそ抜本的な対策がですね、実現できるよう力を尽くすことを求めてこの質問を終わります。

続きまして、遠賀・中間広域行政事務組合のごみ処理について伺います。私は広域事務組合にですね、選出されたことがありませんので、的外れな質問をするかもわかりませんが、その点は踏まえて答弁をよろしく願いいたします。

第1点目、家庭ごみ袋は広域組合では45リットル、32リットル、18リットルの3種類となっています。しかし、現状は単身高齢者がふえており、小ごみ袋でも「もっと小さくしてもよい。」との声があります。政令指定都市は10リットルから5リットルの極小袋を設定しています。近隣自治体でも直方市では10リットルを設定しています。広域組合でも設定をすべきでないでしょうか。この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今回の御質問につきましては、広域行政事務組合に問い合わせ、聞いた内容で答弁をさせていただきます。

ごみ指定袋の大きさや料金は、芦屋町を含む関係市町との協議で合意がなされたものを広域組合が共同で事務を行っております。家庭系の指定袋の燃えるごみ用の45リットル（大）と18リットル（小）のサイズは、平成5年4月の指定袋制度開始当時に遠賀郡4町との協議で合意されたものです。その後、高齢者や少人数世帯では（大）の袋では大きすぎるので、中間のサ

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

イズの袋をつくってほしいとの要望を受け、関係市町との協議で平成20年7月に32リットル（中）のサイズを追加しました。

広域組合でも小さな袋を設定すべきではないかとの御質問でございますが、これまでも他の関係市町でも同様の御質問が上がっておりましたので、関係市町と組合では近隣自治体の指定袋の現物も取り寄せて協議を行っております。その協議の結果は、新たなサイズの指定袋を製作いたしますと製作に要する新たなコストが発生すること、32リットル（中）の新設時の事例から、新たなサイズより大きなサイズが購入減となりますので、全体では収入減となること、広域の18リットル（小）と他団体の（特小）袋の現物を比較しても大きな違いがないということ、などの理由から導入を見送られております。今後も指定袋のサイズの設定については、その都度、関係市町と協議検討を行ってまいりますということでした。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

お手元に配付のですね、資料があると思います。これは、北九州市の循環社会推進課が出した資料ですけど。2ページ目ですね、家庭ごみ袋（有料指定袋）の政令指定都市・近隣自治体比較というものがあると思いますけど。これを見ますとですね、政令指定都市9市が上がってますけど、このほとんどが10リットルから5リットルのですね、小袋をつくっています。それと、近隣自治体を見ましてもですね、直方市が10リットルの小袋ということで、確かにその袋のサイズはいろいろあると思いますが、とにかく小袋でも単身高齢者が使えばですね、半分程度で済むと、あとは余っているの、やはり小さいスーパーでの袋くらいの小さいのができないのかという、こういったですね、要望が出ています。ぜひですね、これについても見送られているという答弁と今後も検討するという、まあハイブリットな答弁でしたが、広域の中でもですね、住民要求をやっぱり取り上げていく論議をしていただきたいというふうに思います。

続きましてですね、2点目、広域行政事務組合でのごみ袋料金の設定は45リットルが73.4円、32リットルが60.3円、18リットルが47.1円となっておりますが、その料金設定の根拠はどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

平成5年4月から開始された指定袋の料金については、当時の遠賀郡の収集運搬手数料、一世帯当たり820円の月額定額料金から、各町それぞれ行っていた住民への助成金を控除した金額

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

のうち、住民負担が一番低かった水巻町の月額610円を算定の基礎として袋に転嫁しております。当時の郡内の1世帯当たりの平均排出量から、1世帯当たりの必要枚数を燃えるごみ（大）が6枚、（小）が2枚、不燃ごみの（大）1枚、ビンカン（大）1枚と設定しまして、610円から割り崩して（大）袋が70円、（小）袋が45円となったものです。

その後、消費税が導入されました。内税としましたことから、消費税8%の現在は（大）が73.4円、（小）が47.1円となったものです。また、（中）袋は、容量を（大）袋の45リットルと（小）袋18リットルの中間の32リットルとしましたので、料金については中間値の60.3円としたものです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

広域ではですね、45リットルが73.4円、32リットルが60.3円、18リットルが47.1円となっています。これをですね、1リットルに対していくらになるかというのを換算していきますと、45リットルが基準になりますから、45リットルで割ると1.63円になります。その1.63円を32リットルに換算すると52.2円、8.1円高い状況です。18リットルにしますと29.3円、17.8円高いという状況になっています。他の町を見ますと、例えば政令都市、北九州市は45リットルが50円ということで、これはリッター当たり1.1円。すべてこの1.1円にかけて30リットルで33円、20リットルで22円、10リットルで11円という、こういった量と体積によってごみ処理料金を決めるという、運搬料も含めた、することが一番当たり前だと思いますけど、なぜ中間・遠賀広域組合ではこのようになっているのか。特に45リットルと32リットルでは13円しか変わらないという点では、その根拠について納得いくものがないと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

その点につきましては、広域組合のほうには問い合わせ聞いておりませんので、ちょっとここで答弁できません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

これは広域組合でないと小さいところはわからないと思いますが、ただ、やっぱり芦屋町議会でも芦屋町の町民もやっぱりこういったごみ袋を使っているのです、私たちのところになぜ高いのか、というそういったものが来ますのですよね、あえて質問させていただいています。

それで近隣自治体8市町村を見ますとですね、みやこ町なんかを見ますと、60リットルが30円、45リットルで20円、20リットルで10円とね、自治体によってこれだけの同じごみを処理するのに格差があるのかという点があります。確かにですね、直方市とかみやこ町、香春町とかに比べて高すぎるというのは、歴史的な経緯というのがあるというのは承知しています。しかし、もともとやっぱり他町に高い根本的な理由のごみを税金で処理するか、個人で処理するかというそういったところから出ていると思います。ごみ処理は税金で行うべき本来的な公共事業であり、いわば税の二重取りになっているんじゃないかと私は思いますので、まあこの点についてもですね、やっぱり十分な論議をお願いしたいというふうに思います。

3点目の、可燃ごみは焼却処理及び焼却残渣の最終処分を基本協定に基づき、北九州へ委託しています。受入単価の算定については、広域行政事務組合と協議し、令和元年度には2万円となりましたが、受入単価の根拠はどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

北九州市への燃えるごみの焼却委託は、北九州市と関係市町が交わした基本協定書をもとに、北九州市と広域行政事務組合が1トン当たり2万円で委託契約を交わしております。

この受入単価の根拠については、関係市町と北九州市と事前協議の中で、「処理単価は、北九州市の焼却・埋め立てに要する経費をベースに、他都市が自前で焼却工場を建設・運営した場合の労力、北九州市の焼却工場・処分場の運営に必要な道路、水道、下水道などのインフラ整備・維持に要する経費を総合的に勘案し算出するもの。なお、北九州市のごみ処理施設処理整備などにより原価が変動すれば受入単価の見直しを行う。」との方針説明を受けており、以後一貫して同様の説明を受けております。

平成17年度の事前協議資料によれば遠賀・中間の受入単価は「2万円プラスアルファを想定していただきたい。」とされておりましたが、実際には平成19年4月からの単価は2万円で契約し、この間消費税8%への増税等もありましたが、現在も同額の2万円で、消費税分も支払っておりません。ちなみに、この単価は、遠賀・中間と同様に北九州市へ焼却処理委託を行っております直方市、行橋市、みやこ町とも同額です。北九州市では、今後、日明清掃工場の建てかえや響灘埋め立て場の拡張整備などが計画されておりますので、「ごみ処理原価に変動があった場合には処理単価の見直しもあり得ます。」との説明も受けております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かにですね、遠賀・中間のごみは現在、北九州市に処理していただいているという状況です。北九州市民、特に若松区民にとっては響灘をごみ捨て場にするなどというね、そういった声もあることは知っていますので、やっぱりそういった点では今後やっぱり、ごみの処理については町としても、やっぱり根本的に考えなければいけない問題だと思いますが。しかし、この資料のですね、1ページ目ですね、受入単価、平成31年度2万円となっています。これは根拠としては処理原価が1万4,498円、その他の経費が5,502円ということで、これできっかり2万円ということですが、このその他の経費というのがですね、何かというところが十分な審議がされているのかなというふうに思うんですけど。一般的には、ごみ処理原価の構成要素には、人件費、物件費、減価償却費、公債利子、管理部門経費、控除費などを含んでいると聞いています。そういった点においてはですね、このその他の経費が1にあるようにですね、必要な道路、水道、下水道などのインフラ整備、維持にする経費を総合的に勘案、算定し、相手方と協議の上決定している点では、減価償却費などが引いてあるのであれば、この部分についてもですね、一定は入っているんじゃないかなと気もします。そういった点ですね、特に相手方との協議の上、決定しているというふうになってはいますが、果たして協議を十分させてしているのか。この料金設定にしてもですね、本当に根拠のある料金設定ができてはいるのかというところは疑問でありますので、そういった点ではですね、十分広域の中でも審査していただきたいと思いますが。特に町長に伺いますけど、町長は広域組合の理事者として出ているわけなんですけど、その点ですね、ごみ袋料金の引き下げ、今、他町との比較とか、小袋のニーズ、こういったものを踏まえて、どのようにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

時間が余りないので的確にお答えさせていただきますと、議員まさに言われましたように、この広域行政事務組合議会というものがあるわけでございます。今、川上議員が質問された案件は毎度のことのように申しわけないんですけど、水巻の共産党、それから中間の共産党の議員から毎度のよう質問がっております。ということで、私はここに芦屋町の首長として個別のですね、答弁させていただくということは、やはり差し控えなければならないと思っております。

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

3点目、国保税について伺います。福岡県より平成31年市町村標準保険料率が発表されましたが、芦屋町は他の自治体に比べてどうだったのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

この平成31年度市町村標準保険料率は、県内統一の基準によって算定したものではなく、各市町村の基準によって算定した市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、賦課方式も市町村によって異なります。また、実際の保険料率は、当該市町村の所得水準、世帯の状況、医療費水準等を踏まえて決定しますので、それぞれ違いがあり、条件が異なる中で芦屋町と他の市町村の比較を行うことはできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この標準保険料率では比較できないということですが。まあ確かにですね。県の公表した標準保険料率も2つ公表してありまして、1つは県内統一の基準によって算定した値と、もう1つは各市町村の算定基準に基づく市町村ごとの基準によって算定した理論的な値です。どちらとも一般会計からの法定外繰入は行わないものとして算定してあります。ですから、言われたように、県基準のデータか市町村基準のデータか、使用するデータによって保険料の試算が若干変わることも事実です。ただですね、我が党が、この市町村基準のデータによるということですが、県ではなくて市町村です、による市町村税率によって——保険率によって19年度標準保険料率に合わせた場合の国保税の試算では、年収400万円、4人世帯で6.39万円、年収240万単身世帯で2.96万円、年金280万円の高齢者夫婦で2.59万円、所得300万円自営業3人世帯で6.3万円の負担がふえると試算されています。もちろんですね、県の基準で試算すれば、保険税も変動するでしょうが、また一般会計からの繰り入れということが入っていませんので、またこれを入れればですね、また下がるということはあると思いますが。保険税がですね、負担が住民に対してふえていくというこの事実だけは基本的には間違いのないことです。これにですね、今度10月から上げられる消費税が

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

400万世帯4人で3.4万円、それから240万単身者で1.8万円、280万高齢者夫婦世帯で3.2万円という、こういった負担がふえることになればですね、大体5万から10万円ですね、負担が昨年よりかふえるということになります。そういった点ですね、3月議会でも高すぎる国保税を軽減するためにも県知事会が要望している国による1兆円の国費投入を求めるとともに、生まれたばかりの赤ちゃんからも国保税を取るのを軽減する子供の均等割の減免を求めましたが、具体的にですね、このように国保税の負担が住民に重くのしかかっているということが明らかになったと思います。子供の均等割減免を実施している石川県加賀市では政策を実施する理由として、国民健康保険の均等割は社会保険等にはない加入者一人一人にかかるもので、収入のない子供についても人数分の賦課がされます。加賀市では「子供の均等割を減免することにより、子育てに係る経済的負担を軽減することにしました。」としています。そこでですね、やっぱり質問をいたします。子育て支援を応援する町の姿勢を見せる上でも子供の均等割の軽減を打ち出すべきではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

3月議会のときにも申し上げましたが、30年度からの法改正に伴い、現在の国保会計は急激な国保税の増加で被保険者に負担をかけないため、国、県から公費が投入され、同時に一般会計から法定外繰入金も赤字補填として計上し、必要額を繰り入れている状況です。また、負担緩和措置が終了しますと、県への納付金が増額し、現行の保険税率では賄えないことが予想されます。将来の保険税の県内均一化を見据えながら、持続可能で安定した国保運営を行うため、今のところ、さらなる負担軽減をすることは考えておりません。また、芦屋町では、子育て支援対策として、いろいろな施策を行っておりますが、医療について申し上げますと、中学校3年生までは医療費の自己負担分の全額を助成いたしております。今後も、公費医療助成の地方単独事業に係る国庫負担減額の調整措置の見直しや子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入について、国の施策として取り組むよう継続的に国へ要望していき、その動向を注視していく必要があると考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

3月議会でもですね、そのような答弁でしたが。今回はですね、やはり国の問題がやっぱり一

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

番大きくあると思います。国は国保財政の国庫支出金を1980年代には約50%負担していましたが、現在は25%程度に半減させています。全国知事会や町村会もこの負担をふやすように求めています。先ほど課長が答弁されたようにですね、ぜひ町としても、国に対してやっぱりこの国保に対する国庫支出金をふやす、こういったことを求めているというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほどもちょっと出ました医療費の問題も出ましたが、4点目の町長の施政方針について伺います。令和元年の施政方針では「町長選挙立候補に当たり掲げたマニフェストを行政内部で十分協議を行った中で、町の実施計画に位置づけたい」としています。マニフェストの「教育力・子育てしやすさアップ戦略」では学校給食費補助の創設に取り組むことを表明しています。また、町独自の取り組みである中学3年生までの医療費の無料化を継続しているとしていますが、入院については全ての自治体が県内では実施しています。通院は半数の自治体が行っており、今後は高校生までの制度の拡充が課題となってきます。これらの取り組みについての町長の考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

4月に選挙がありまして、実質的には第一回目の議会となろうかと思いますが。終わったばかりで、この6月定例会、早速このマニフェストの一般質問を受けたわけでございます。御存じのように、4月、それから、5月の大型連休で、この前もお話したと思うんですが、行政は今からスタートしていくわけでございます。私が掲げましたさまざまなマニフェストにつきましては、今から各課、各部署において検討していくということをまずもって、冒頭にお話させていただきます。基本的には施政方針で述べたとおりでございます。私の考えを改めてまた述べさせていただきます。

まず、学校給食補助の創設につきましては、さきの3月議会、川上議員の一般質問に対しましても学校給食費の無償化について補助の仕方を検討し、速やかに実施できるようにやっていきたいと答弁させていただいております。そこで担当であります学校教育課で補助の仕方、そして手法、経費や効果などの検討を今現在もう始めております。今後は学校教育課の原案がまとまり次第、実施計画に計上し、芦屋町としての方針を決定し、令和2年度からの実施を目指してまいりたいと考えております。財源の継続確保という大きな問題はありますが、国が進める地方創生、そして定住化促進のためにも実施をいたします。

次に子ども医療費の無料化の継続についてでございますが、この子ども医療費助成制度も持続可能な制度とすることが重要であるわけでありまして。今、川上議員は高校生までの拡充というお

考えで御提案されましたが、先ほどお話しましたように、持続可能な観点から慎重に検討していかなければならないものと考えているところです。そしてまた、子ども医療費助成制度については、そもそも子育て世代の負担軽減、子供の保健の向上、福祉の増進を図るためであり、少子化対策の上でも地方単独事業としてではなく、国の制度として取り組むようにと福岡県町村会等を通じて積極的に国へ要望してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

学校給食補助についてはですね、令和2年から予定しているという答弁でしたが、確かに財源の問題もですね、あって大変でしょうが、やはり子育て支援、やっぱり子供の健全な成長、そういったものを確保していくためにもですね、ぜひ内容を詰めてですね、実現を求めています。3月議会でもですね、学校給食の無償化の意義、全国の実施状況、子育て支援での役割、少子化——、小規模自治体でなぜ取り組んでいるのか。父母の切実な要求であるなどの議論をいたしましたので、ここではあえて申しません。

1つですね、紹介したいのが青森県のおいらせ町という自治体での取り組みですが、ここでもですね、無償化を実施しました。ところがですね、父母の中からこういった声が届いていました。

「給食費の無償化はどうかと思う。」ということですね、まあ、給食費の無償化を行えば「質が落ちるのではないか。」また「ちゃんと自分の子供を食べさせるという親のモラルがですね、下がっていくのではないか。」それから「継続ができるのか。」こういったですね、意見が寄せられました。これに対して町のほうですね、この方に回答をしています。「学校給食の無償化に当たっては町長公約として来年1月からの実施に向けた協議を進めていますが、現在の学校給食より質や量を低下させてまで無料化事業が実施されることはありません。どうかご安心ください。無料化が始まって、これまで以上においしい給食の提供に向け、献立の検討や調理方法など、日々、検討を重ねていきます。また、今年度からは給食センター内で週4回の御飯も調理、提供しています。子供たちからも温かくておいしいとの声をいただきます。無料化になることで、食材の購入費用は全て税金で負担することになり、町全体で子供たちを支え、子育て支援を実施することになります。町としても、これまで以上に食育指導に力を入れ、食物を大切に、感謝の心を持って食事ができる子供の育成に取り組みたいと考えています。御家庭においても感謝の心について、お子様とお話しいただければ幸いです。」とこういったですね、まだいろいろありますけど、答弁をしているので、やはり私は町全体ですね、子供を支えていくというこういったことを実施していくという、ここにやっぱり一番大きな意味があるのではないかなというふう

令和元年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

に思います。ぜひですね、私もこの給食費の無料化についてのお話をするとう大変喜ばれるという方もおられますけど、やはり先ほどのような質の問題とか親の責任の問題とか、そういったことでどうかなという意見の方もおられますが、ぜひこういった観点からですね、子供の給食費の無償化というのを芦屋町でも取り組んでいただきたいというふうに思います。町長、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

もうこれ以上、やりますと言った以上、これ以上答弁することはございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

子供の医療費の拡大の問題についてはですね、先ほども言ったように、確かに中学校までの芦屋町は完全無料化をしているんですね、その点については評価できますけど、小学校までは60市町村、中学校までは27市町村が実施しています。入院の18歳までの助成、飯塚市や古賀市、桂川町、みやこ町、築上町の5自治体、通院の18歳までの助成はみやこ町、築上町の2自体と、県内でもこういった自治体に取り組んでいます。12月議会の答弁のときにもですね、町長も国がやらなければ町が決断しないといけないという答弁もされています。消費税増税や食料品、それから生活物資の値上げのラッシュが起きており、反面、賃金の抑制や非正規雇用の拡大など住民暮らしは苦しくなる一方です。国の生活破壊の悪政から住民の暮らしを守るのが町政の役割だと私は思っています。特に子育て世代の方の生活に希望の持てるまちづくりが必要ではないでしょうか。子供医療の拡充を一刻も早くできることを求めまして、一般質問を終わります。以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。